

様式 1 公表されるべき事項

国立研究開発法人国立環境研究所(法人番号6050005005208)の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 役員報酬の支給水準の設定についての考え方

役員報酬水準を設定するに当たっては、国家公務員の指定職俸給表に準拠しており、また、平成27年度における予算規模や職員数が同程度の他の複数の独立行政法人の役員の報酬水準と比較している。

② 平成27年度における役員報酬についての業績反映のさせ方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

平成21年度より、役員報酬規程において業績手当を支給しており、環境大臣の当法人に対する業績評価の結果を勘案し、その者の勤務成績に応じ、支給割合を決めることができることとしている。

平成27年度においては、環境大臣の研究所に対する平成26年度業績評価はB(標準)であったため、平成27年度の役員の業績手当については3段階評価の中位(標準)の評価とした。

③ 役員報酬基準の内容及び平成27年度における改定内容

法人の長

理事長の報酬は、月額及び賞与から構成されている。月額については、国立研究開発法人国立環境研究所役員報酬規程に則り、俸給(895,000円)、特別調整手当(134,250円)及び通勤手当を支給している。賞与についても国立研究開発法人国立環境研究所役員報酬規程に則り、期末手当(基準日現在において理事長が受けるべき俸給及び特別調整手当の月額並びに俸給の月額に100分の25を乗じて得た額並びに俸給及び特別調整手当の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の62.5、12月に支給する場合においては100分の77.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額)及び業績手当(基準日現在において理事長が受けるべき俸給及び特別調整手当の月額並びに俸給の月額に100分の25を乗じて得た額並びに俸給及び特別調整手当の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、その者の勤務成績に応じて別に定める割合及び基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額)を支給している。

なお、平成27年度における主な改定内容は以下のとおり。

- 「一般職の職員の給与に関する法律」の改正に伴い、国に準じて以下を実施。
- ・指定職俸給表に準じた俸給月額の変更(894,000円→895,000円)
- ・国の地域手当に準じた特別調整手当の変更(12%→15%)
- ・12月期の業績手当の支給率を0.05月分引き上げ

理事

理事の報酬は、月額及び賞与から構成されている。月額については、国立研究開発法人国立環境研究所役員報酬規程に則り、俸給(818,000円)、特別調整手当(122,700円)及び通勤手当を支給している。賞与についても国立研究開発法人国立環境研究所役員報酬規程に則り、期末手当(基準日現在において理事が受けるべき俸給及び特別調整手当の月額並びに俸給の月額に100分の25を乗じて得た額並びに俸給及び特別調整手当の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の62.5、12月に支給する場合においては100分の77.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額)及び業績手当(基準日現在において理事が受けるべき俸給及び特別調整手当の月額並びに俸給の月額に100分の25を乗じて得た額並びに俸給及び特別調整手当の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、その者の勤務成績に応じて別に定める割合及び基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額)を支給している。

なお、平成27年度における主な改定内容は以下のとおり。

○「一般職の職員の給与に関する法律」の改正に伴い、国に準じて以下を実施。

- ・指定職俸給表に準じた俸給月額改定(817,000円→818,000円)
- ・国の地域手当に準じた特別調整手当の改定(12%→15%)
- ・12月期の業績手当の支給率を0.05月分引き上げ

理事(非常勤)

該当なし

監事

該当なし

監事(非常勤)

監事(非常勤)には俸給日額(37,000円)を支給している。
なお、平成27年度における改定はない。

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成27年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	千円 17,527	千円 10,944	千円 4,534	千円 1,641 (特別調整手当) 408 (通勤手当)			※
A理事	千円 15,679	千円 10,008	千円 4,146	千円 1,501 (特別調整手当) 24 (通勤手当)			※
B理事	千円 16,015	千円 9,816	千円 4,067	千円 1,472 (特別調整手当) 660 (通勤手当)	4月1日		◇
A監事 (非常勤)	千円 817	千円 814	千円 0	千円 3 (通勤手当)			
B監事 (非常勤)	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0 (通勤手当)	4月1日		

注1:「特別調整手当」とは、民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域における給与水準の調整及び人材の確保や研究活動の活性化を図ることを目的として支給される手当である。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。
退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄

注3:B監事(非常勤)については、B監事が本務とする法人との取り決めで他法人からの報酬等は受給しないこととなっている。また、通勤については、本務とする法人と当研究所が同一市内にあり、所用車を利用して移動しているため、通勤手当は支給していない。

3 役員の報酬水準の妥当性について

【法人の検証結果】

法人の長

国立環境研究所は、国内外の環境研究の中核的機関として、脱温暖化社会、循環型社会、自然共生型社会、安全が確保された社会の構築に必要な幅広い研究に取り組んでおり、また、東日本大震災に対応した放射性物質による環境問題や災害環境研究への対応など、学際的かつ総合的で質の高い環境研究を推進している。

理事長には各研究プロジェクトを統括する高いマネジメント能力や強いリーダーシップ、幅広い環境研究分野における高い専門性が求められる。

理事長の報酬(H26年収:17,026千円)は国家公務員の指定職俸給表に準じて定めており、また、予算規模や職員数が同程度の他の複数の独立行政法人の長の報酬水準(H26年収:17,638千円(独立行政法人における役職員の給与水準の公表(H27.9.30)より算出))と比較してもほぼ同水準となっていることから、その報酬水準は妥当なものと認められる。

理事

理事は理事長を補佐して国立環境研究所の業務を掌理することとなる。研究担当理事は国立環境研究所の調査及び研究に係る業務等を掌理することとなり、幅広い環境研究分野における高い専門性が求められる。

企画・総務担当理事は、研究所の企画及び管理並びに環境の保全に関する情報の収集、整理及び提供に係る業務等を掌理することとなり、高い企画力及びマネジメント能力が求められる。

理事の報酬(H26年収:15,278千円)は国家公務員の指定職俸給表に準じて定めており、また、予算規模や職員数が同程度の他の複数の独立行政法人の理事の報酬水準(H26年収:15,208千円(独立行政法人における役職員の給与水準の公表(H27.9.30)より算出))と比較してもほぼ同水準となっていることから、その報酬水準は妥当なものと認められる。

理事(非常勤)

該当なし

監事

該当なし

監事(非常勤)

監事は、国立研究開発法人の業務の能率的かつ効果的な運営を確保するため、財務内容等の監査を含む業務の全般的な監査を行うものとされていることから高度な専門知識が求められ、また、独立行政法人通則法の改正により、監事機能の強化が図られたところである。

監事の報酬(H26日額:37,000円)は国家公務員の指定職俸給表に準じて定めており、また、予算規模や職員数が同程度で、報酬を日額支給している他の複数の独立行政法人の監事の報酬水準(H26日額:47,700円(独立行政法人における役職員の給与水準の公表(H27.9.30)より算出))を下回っていることから、その報酬水準は妥当なものと認められる。

【主務大臣の検証結果】

役員の報酬については、国家公務員の指定職俸給表に準じて定められており、職務内容の特性及び他の同規模の法人との比較を考慮すると、妥当な水準であると考え。今後とも、人事院勧告やその他社会一般の情勢、業務の実績等を勘案しながら、引き続き妥当な水準となるよう取り組む必要があり、主務省としても注視していく。

4 役員の退職手当の支給状況(平成27年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	前職
	千円	年	月			
法人の長	該当なし					
理事A	該当なし					
理事B	該当なし					
監事A (非常勤)	該当なし					
監事B (非常勤)	該当なし					

注:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付す。
 退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後
 独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄

5 退職手当の水準の妥当性について

【主務大臣の判断理由等】

区分	判断理由
法人の長	該当なし
理事A	該当なし
理事B	該当なし
理事A (非常勤)	該当なし
理事B (非常勤)	該当なし
監事A	該当なし
監事B	該当なし
監事A (非常勤)	該当なし
監事B (非常勤)	該当なし

注:「判断理由」欄には、法人の業績、担当業務の業績及び個人的な業績の検討結果を含め、業績勘案率及び退職手当支給額の決定に到った理由等を具体的に記入する。

6 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

環境大臣の当法人に対する業績評価の結果を勘案し、その者の勤務成績に応じ、業績手当を支給しており、今後も継続して実施する。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 職員給与の支給水準の設定等についての考え方

職員の給与水準を設定するに当たっては、一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける国家公務員の給与に準拠しており、平成27年国家公務員給与実態調査(人事院)によると、事務・技術系職員の平均俸給月額(平成28年3月(法人給与等実態調査より):319,888円)は行政職俸給表(一)適用職員の平均俸給月額(平成27年:334,283円)を下回っており、妥当な水準であるといえる。研究系職員の平均俸給月額(平成28年3月(法人給与等実態調査より):437,601円)については国家公務員の研究職俸給表適用職員の平均俸給月額(平成27年:402,890円)を上回っているが、研究所の研究職員の大学院修了者の割合は国家公務員より高くなっており、しかも、その大半が博士号取得者である。また、近年、ますます複雑化している地球温暖化問題、廃棄物問題等の環境問題に加え、放射性物質による環境汚染を含む災害環境といった新たな研究需要に対応しなければならないため、常勤職員数を増やせない中でも任期付研究員制度や契約職員制度を積極的に活用するなど、研究の質と量を高める必要性がますます高くなっており、これら契約職員等の管理・指導などの管理業務を含めてその役割に応じた処遇を研究職員に対し行っていることなどから、給与水準は妥当であるといえる。

また、人件費については、独立行政法人国立環境研究所中期計画に定められた人件費見積りの範囲内において支出している。

	<大学卒者>	<うち大学院修了者>	<博士号取得者>
国立環境研究所	100.0%	87.4%	91.9%
国家公務員※	97.9%	76.3%	(データなし)

※平成27年度人事院勧告参考資料より(研究職俸給表適用の国家公務員)

② 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

毎年度職務業績評価を行い、勤務成績に応じて俸給及び業績手当の調整を行っており、今後も継続して実施する。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
業績手当	勤務成績に基づき、業績手当の額を調整する。
俸給	調整の区分を5段階設けることにより、勤務成績を適切に反映する。

③ 給与制度の内容及び平成27年度における主な改定内容

国立研究開発法人国立環境研究所職員給与規程に則り、俸給及び諸手当(職責手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、研究手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当及び超過勤務手当)及び賞与(期末手当及び業績手当)としている。

賞与のうち期末手当については、期末手当基礎額に6月に支給する場合にあつては100分の122.5、12月に支給する場合にあつては100分の137.5を乗じ、さらに基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。

賞与のうち業績手当については、業績手当基礎額に、勤務成績に応じて定める割合及び在職期間割合を乗じて得た額としている。

なお、平成27年度における主な改定内容は以下のとおり。

○「一般職の職員の給与に関する法律」の改正に伴い、国に準じて以下を実施。

- ・俸給月額の平均0.36%増額改定
- ・初任給調整手当の改定
- ・12月期の業績手当の支給率を0.1月分引き上げ
- ・地域手当の改定(12%→15%)

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成27年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち賞与	
					うち通勤手当	
常勤職員	181	46.1	9,181	6,981	126	2,200
事務・技術	46	41.0	6,983	5,287	245	1,696
研究職種	135	47.8	9,930	7,559	85	2,371

任期付職員	37	37.8	6,957	5,466	126	1,491
事務・技術	(1)	-	-	-	-	-
研究職種	35	36.8	6,793	5,325	114	1,468
民間出向職員	(1)	-	-	-	-	-

再任用職員	9	63.4	6,023	4,937	100	1,086
事務・技術	5	63.9	4,043	3,331	96	712
研究職種	4	62.8	8,497	6,943	105	1,554

非常勤職員	232	44.8	3,932	3,220	102	712
事務・技術	188	46.7	3,743	3,064	91	679
研究職種	44	36.7	4,737	3,884	146	853

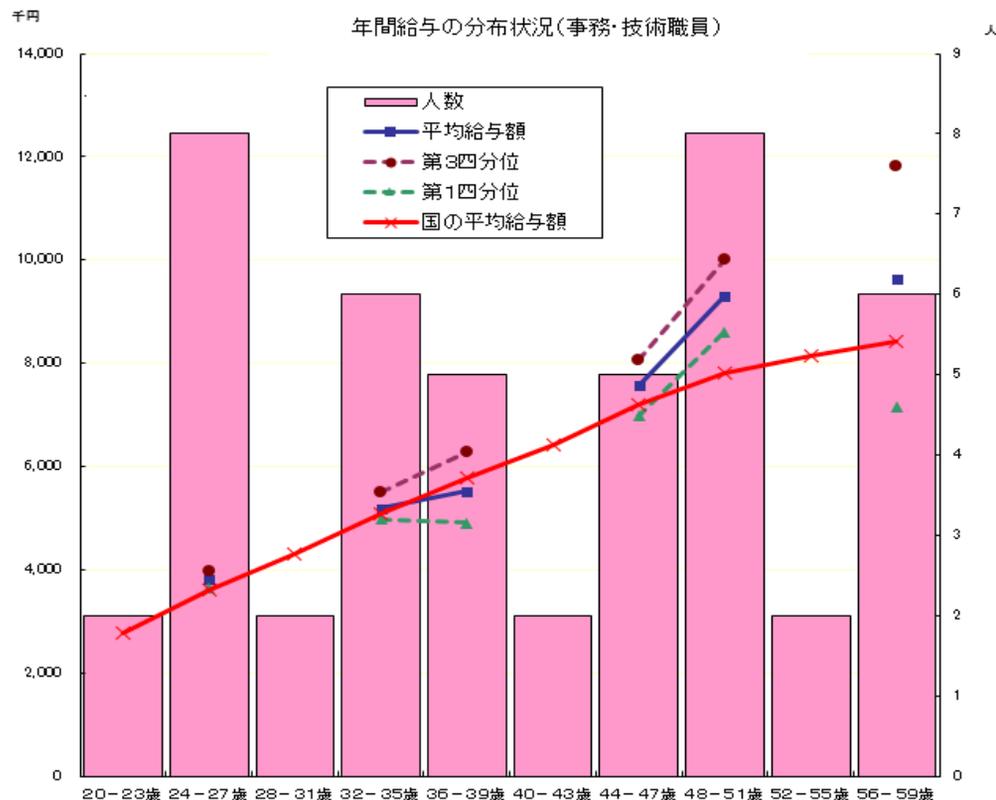
注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2:該当のない区分(在外職員)は削除した。常勤職員、任期付職員、再任用職員及び非常勤職員の該当のない職種(医療職種、教育職種)は削除した。

注3:任期付職員の事務・技術及び民間出向職員については、該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、人数以外は記載していない。

注4:「民間出向職員」とは、民間企業から当法人に出向し、任期付職員の身分を有している者である。

② 年齢別年間給与の分布状況(事務・技術職員)〔任期付職員及び再任用職員を除く。以下、④まで同じ。〕



注1:20歳～23歳、28～31歳、40～43歳、52～55歳については、該当者が2名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均給与額の記載は省略した。

注2:20歳～23歳、28～31歳、40～43歳、52～55歳については、該当者が4名以下のため、第1、第3四分位を表示していない。

注3:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、④まで同じ。

③ 職位別年間給与の分布状況(事務・技術職員)

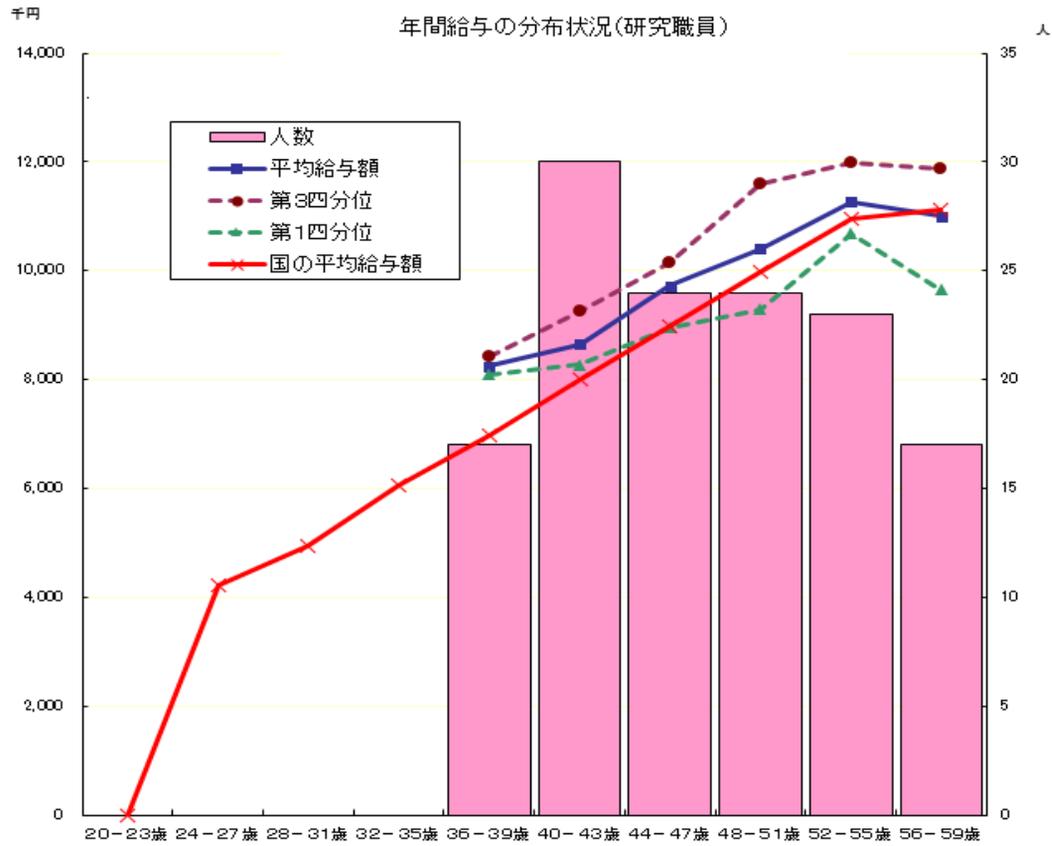
(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	年間給与額	
			平均	最高～最低
	人	歳	千円	千円
本部部長	3	57.5	12,036	12,342～11,824
本部課長	6	51.8	9,567	10,747～7,880
本部課長補佐	12	48.2	7,612	8,706～6,609
本部係長	5	36.1	5,771	6,442～4,969
本部係員	15	29.1	4,075	5,701～3,092

④ 賞与(平成27年度)における査定部分の比率(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
		59.2	62.8	61.1
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	%	%	%
	40.8	37.2	38.9	
	最高～最低	47.2～35.8	43.8～33.2	45.5～34.5
一般職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
		62.2	66.0	64.1
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	%	%	%
	37.8	34.0	35.9	
	最高～最低	43.2～33.2	34.8～31.9	39.0～33.2

② 年齢別年間給与の分布状況(研究職員)〔任期付職員及び再任用職員を除く。以下、④まで同じ。〕



注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、④まで同じ。

③ 職位別年間給与の分布状況(研究職員)

(研究職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	年間給与額	
			平均	最高～最低
	人	歳	千円	千円
センター長	7	54.9	12,975	13,391～12,000
副センター長等	47	50.2	10,836	12,086～8,122
主任研究員	80	45.8	8,977	12,052～7,535
研究員	-	-	-	-

注1:本法人では、「本部研究部長」に相当する職位として「センター長」を、「本部研究課長」に相当する職員として「副センター長等」を代表的な職位として掲げた。

注2:研究員級については調査該当者がいないため記載していない。

④ 賞与(平成27年度)における査定部分の比率(研究職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	61.0%	65.2%	63.1%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	39.0%	34.8%	36.9%
	最高～最低	53.3～35.6%	43.9～33.0%	48.7～34.2%
一般職員	一律支給分(期末相当)	-	-	-
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	-	-	-
	最高～最低	-	-	-

注:一般職員については調査該当者がいないため記載していない。

3 給与水準の妥当性の検証等

事務・技術職員

項目	内容
対国家公務員 指数の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・年齢勘案 110.6 ・年齢・地域勘案 110.8 ・年齢・学歴勘案 109.5 ・年齢・地域・学歴勘案 110.2
国に比べて給与水準が 高くなっている理由	<p>国立研究開発法人国立環境研究所の調査対象である事務職員数は少なく(平成27年度においては46人)、一人一人の人事異動による給与変動が全体の指数に大きく影響を与えるという特性があるが、平成27年度においては、その特性が結果に大きく影響した(平成26年度は101.4)。</p> <p>具体的には、調査対象である職員のうち、国との人事交流者についての割合が54%(平成26年度調査:42%)と高くなり、国との人事交流者の多数は地域手当上位級地からの転入者であるため、その経過措置等が給与水準に影響を及ぼした。また、人事交流者に占める給与水準が高い50歳以上の高年齢者の割合が40%(平成26年度調査:25%)と高くなったことも給与水準に影響を及ぼした。</p> <p>さらに、国家公務員の給与水準は全国平均であるが、当研究所の平成27年度調査対象職員は地域手当2級地で勤務しているため、国家公務員に比べて給与水準が高くなっている。</p> <p>また、平成28年4月1日に福島県三春町(地域手当非支給地)に福島支部を設置し、同日付で同支部に管理職を含む5名を配属したが、異動者全員が平成27年度においてはつくば本部(地域手当2級地)で給与支給を受けたところであり、当該異動者の給与については、比較対象となる地域手当非支給地の国家公務員に比べて高くなっている。</p>
給与水準の妥当性の 検証	<p>【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 98.2% (国からの財政支出額 15,730,871千円、支出予算の総額 16,018,071千円:平成27年度予算)</p> <p><支出総額に占める給与・報酬等支給総額の割合> 3.0% <管理職の割合 23.9%> <大卒以上の高学歴者の割合 58.7%></p> <p>【累積欠損額】 0円(平成26年度決算)</p> <p>【検証結果】 国からの財政支出が大半を占めていることから、国に準じた給与制度をとっており、人事交流の影響で100を上回っているが、給与水準は妥当であると考え。</p> <p>【主務大臣の検証結果】 国家公務員に準じた給与規程に基づき支給しているにも関わらず、国との人事交流等による経過措置として地域手当を受給する職員の割合が高くなったこと等により、対国家公務員指数が前年度から大きく上昇していることから、給与水準については、手当を含めた職員給与の在り方を厳しく検証するとともに、年齢構成のバランス等を考慮した人員配置、研究所の将来を視野に入れた戦略的な人事計画に取り組むことにより、職員の給与水準が国家公務員の給与水準と同等となるよう人事の最適化を検討されたい。</p>
講ずる措置	<p>今後とも国家公務員の給与水準を十分に考慮し、手当を含めた職員給与の在り方について厳しく検証するとともに、年齢構成のバランス等を考慮した人員配置、研究所の将来を視野に入れた戦略的な人事計画に取り組むなど、給与水準の適正化に努めることとする。</p>

研究職員

項目	内容									
対国家公務員 指数の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・年齢勘案 105.9 ・年齢・地域勘案 104.6 ・年齢・学歴勘案 105.4 ・年齢・地域・学歴勘案 104.0 									
国に比べて給与水準が 高くなっている理由	<p>研究業務の遂行は高度に専門的な知見を要するため、国立研究開発法人国立環境研究所の研究職員の大学院修了者の割合は国家公務員より高くなっており、しかも、その大半が博士号取得者である。また、近年、ますます複雑化している地球温暖化問題、廃棄物問題等の環境問題に加え、放射性物質による環境汚染を含む災害環境といった新たな研究需要に対応しなければならないため、常勤職員数を増やせない中でも任期付研究員制度や契約職員制度を積極的に活用するなど、研究の質と量を高める必要性がますます高くなっており、これら契約職員等の管理・指導などの管理業務を含めてその役割に応じた処遇を研究職員に対し行っていることに要因があると考えている。</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 0 10px;">< 大学卒者 ></td> <td style="padding: 0 10px;">< うち大学院修了者 ></td> <td style="padding: 0 10px;">< 博士号取得者 ></td> </tr> <tr> <td style="padding: 0 10px;">国立環境研究所</td> <td style="padding: 0 10px; text-align: center;">100.0%</td> <td style="padding: 0 10px; text-align: center;">87.4%</td> </tr> <tr> <td style="padding: 0 10px;">国家公務員※</td> <td style="padding: 0 10px; text-align: center;">97.9%</td> <td style="padding: 0 10px; text-align: center;">76.3% (データなし)</td> </tr> </table> <p>※平成27年度人事院勧告参考資料より(研究職俸給表適用の国家公務員)</p>	< 大学卒者 >	< うち大学院修了者 >	< 博士号取得者 >	国立環境研究所	100.0%	87.4%	国家公務員※	97.9%	76.3% (データなし)
< 大学卒者 >	< うち大学院修了者 >	< 博士号取得者 >								
国立環境研究所	100.0%	87.4%								
国家公務員※	97.9%	76.3% (データなし)								
給与水準の妥当性の 検証	<p>【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 98.2% (国からの財政支出額 15,730,871千円、支出予算の総額 16,018,071千円:平成27年度予算)</p> <p>< 支出総額に占める給与・報酬等支給総額の割合 > 11.6% < 管理職の割合 100.0% > < 大卒以上の高学歴者の割合 100.0% ></p> <p>【累積欠損額】 0円(平成26年度決算)</p> <p>【検証結果】 国からの財政支出が大半を占めていることから、国に準じた給与制度をとっており、また、調査対象者は全て管理職であり、博士号取得者などの高学歴者の割合が高いことから、給与水準は妥当であると考え。</p> <p>【主務大臣の検証結果】 国家公務員に準じた給与規程に基づき支給しており、上記理由を勘案すれば、研究職員の給与水準は妥当であると考え。引き続き、高度に専門的な業務に対応できる優れた人材の確保の必要性を踏まえつつ、人件費管理の適正化に向けた取組の推進を注視していく。</p>									
講ずる措置	<p>今後とも国家公務員の給与水準を十分に考慮し、手当を含めた職員給与の在り方について厳しく検証するとともに、引き続き、給与水準の適正化に努めることとする。</p>									

4 モデル給与

- 22歳(大卒初任給、独身)
月額 203,665円 年間給与 3,293,000円
- 35歳(係長、配偶者・子1人)
月額 346,380円 年間給与 5,633,000円
- 45歳(専門職、配偶者・子2人)
月額 418,945円 年間給与 6,889,000円

※注1:モデル給与は大卒の常勤の事務・技術職員を想定。

※注2:モデル給与の月額及び年間給与は、俸給、扶養手当及び地域手当を基礎に算出。

5 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

毎年度職務業績評価を行い、勤務成績に応じて俸給及び業績手当の調整を行っており、今後も継続して実施する。

III 総人件費について

区 分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 2,210,247	千円 2,023,602	千円 2,025,982	千円 2,319,927	千円 2,393,201
退職手当支給額 (B)	千円 340,769	千円 254,132	千円 168,123	千円 229,888	千円 223,146
非常勤役員等給与 (C)	千円 1,765,803	千円 1,866,531	千円 1,882,687	千円 2,090,292	千円 2,184,935
福利厚生費 (D)	千円 496,373	千円 509,464	千円 526,780	千円 588,689	千円 621,663
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 4,813,192	千円 4,653,730	千円 4,603,574	千円 5,228,797	千円 5,422,945

注:中期目標管理法及び国立研究開発法人については中期目標期間又は中長期目標期間の開始年度分から当年度分までを記載する。行政執行法人については当年度分を記載する。

総人件費について参考となる事項

○給与、報酬等支給総額の増額要因については、一般職の職員の給与に関する法律改正に準拠し、規程の改正(地域手当支給率の引き上げ、賞与の年間支給月数の引き上げなど)を行ったことによるものである。

最広義人件費の増額要因については、上記、給与、報酬等支給総額の増額に加え、非常勤職員数の増加による非常勤役員等給与の増額、共済組合負担金率の変更等に伴う福利厚生費の増額によるものである。

○「国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)に基づき、以下の措置を講じている。

職員の退職手当について、従来、勤続期間が20年以上の者の退職手当の調整率を「104/100」としていたが、勤続年数にかかわらず段階的に「87/100」まで引き下げることとした。役員についても同様に段階的に「87/100」まで引き下げることとした。

平成25年1月1日から平成25年9月30日 : 98/100
 平成25年10月1日から平成26年6月30日 : 92/100
 平成26年7月1日以降 : 87/100

IV その他

特になし